

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年5月15日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件 名

せたがやインクルージョンプラン（世田谷区障害施策推進計画）策定支援業務委託

(2) 業務内容

せたがやインクルージョンプラン（世田谷区障害施策推進計画、以下、計画という）は、世田谷区の障害に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保や円滑な実施を図るため、令和9年度から3年間の障害施策の充実に係る考え方や方向性、障害福祉サービス等のサービス量等を定めるものである。

区を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、今日の障害福祉の考え方に立ちつつ、国や都の動向を鑑み、その方針や内容等を反映しながら策定を進めていく必要がある。

そのため、過去に行政計画策定支援等の実績を備え、各種調査・報告・先行事例等の調査・分析、区民意識の分析、および国の動向などに基づく専門的見地からの支援を行うことができる者に委託する。

(3) 履行期間

計画策定業務の期間を令和7年度（令和7年7月上旬～令和8年3月31日）、令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）の2年間と想定して、業務の委託を予定し、本プロポーザルを実施するものである。

契約は、毎年3月31日までの会計年度を単位とし、履行に不備が無く、受託事業者がコンプライアンスに反する事項など継続して業務を委託し難い状況が無いこと、かつ、令和8年度における本事業の予算配当がある場合は、随意契約により、引き続いて業務を委託することを予定する。

2 参加資格

計画策定業務の実施に意欲と遂行能力を有する法人であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと
- (5) 世田谷区や他自治体において、令和7年4月1日より起算した過去10年間に福祉施策に関する計画または行政基本計画の策定に関する支援業務の受託実績があるこ

と

- (6) 「せたがやインクルージョンプラン（世田谷区障害施策推進計画）策定支援業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

【選定委員の構成員】

障害福祉部長	杉中	寛之
障害施策推進課長	須田	健志
障害者地域生活課長	堂馬	孝之
障害保健福祉課長	石川	誠

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を選定するための評価基準

- (1) 本件業務を行うために必要な社会福祉に関する理解度および課題認識等のレベル
- (2) 計画策定に関する情報収集・調査研究能力、業務履行の信頼度
- (3) 実施体制（配置人材、業務責任者等の経験や資格、区との連絡体制等）
- (4) 本件に類似する事業の実績
- (5) 見積もり金額の妥当性

5 手続き等

(1) 担当部課

障害福祉部障害施策推進課 担当 宇田川、川口

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎3階 33番窓口

電話 03-5432-2958 FAX 03-5432-3021

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 期間：令和7年5月15日（木）～ 令和7年5月28日（水）まで

② 場所：世田谷区ホームページでの閲覧

③ 方法：世田谷区ホームページからのダウンロードによる

世田谷区トップページ→区政情報→契約・入札情報→発注情報
→現在実施中のプロポーザル情報→福祉・健康

ページ番号：24902

URL：<https://www.city.setagaya.lg.jp/02083/24902.html>

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

① 期限：令和7年5月28日（水）15時まで（必着）

② 場所 上記の（1）本件担当に同じ

③ 方法 持参または郵送（締切日必着。郵送は書留郵便に限る。）

(4) 質問票の提出期限及び方法

質問期限 令和7年6月5日(木) 15時まで

質問方法 世田谷区障害福祉部障害施策推進課あて電子メールによる

(5) 提案書の提出期限並びに提出場所

①期限：令和7年6月25日(水) 15時まで(必着)

②場所：上記(1) 本件担当に同じ

③提出：原本及び副本を電子メールにて、PDFデータを提出すること。

6 スケジュール

説明書交付期間…………… 5月15日(木)～5月28日(水)

参加表明書の提出期限…………… 5月28日(水) 15時まで

招請通知発送…………… 5月29日(木)

質問提出期限…………… 6月 5日(木) 15時まで

提案書提出期限…………… 6月25日(水) 15時まで

選定委員会…………… 6月下旬(予定)

選定結果通知…………… 7月上旬(予定)

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方(受託者)との随意契約により締結する予定の有無 「無」

(5) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容が無償で利用できるものとする。また、提案書等の提出物は返却しない。

(8) 提案に係る一切の書類に虚偽があると認められた場合は、当該提案は無効とする。

(9) 提出書類を郵送で提出する場合、未着・遅延については、理由の如何にかかわらず、区では責任を負わない。

(10) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口上記5(1) 担当部課と同じ。

(12) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(13) 詳細は説明書による。